

Title	クライミング・ボーイ研究：英国児童労働史の一齣
Sub Title	
Author	高村, 象平
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1929
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.23, No.6 (1929. 6) ,p.863(93)- 917(147)
JaLC DOI	10.14991/001.19290601-0093
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19290601-0093

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

クライミング・ボーイ研究

—英國兒童勞働史の一齣—

高村 象 平

—
ロンドン・ユースによつて都市の作家を惹かれ、偽る處なく苦惱を描き空想的な諧謔の裡に悲哀を感ぜしむる作家を傲られたチャールズ・ラトは、一八二二年五月ロンドンマガジン誌上に「煙突掃除夫の讚(The Praise of Chimney Sweepers)」なる一文を載せた。其の冒頭に云ふ“ I like to meet a sweep—understand me—not a grown sweeper—old chimney-sweepers are by no means attractive—but one of those tender novices, blooming through their first nigritude, the maternal washings not quite effaced from the cheek—such as come forth with the dawn, or somewhat earlier, with their little professional notes sounding like the peep of a young sparrow, or liker to the matin lark should I pronounce them, in their aerial ascents not seldom anticipating the sun-rise.”と。吾人は先づラトと共に a kindly yearning towards these dim specks—poor blots—innocent blacknesses を有することを表明する。乍併其の理由はラトのそれを異り、其の解明は以下に於て本稿の目的とする處であ

る。

一時代の文物殊に其の述作を以て、當時の經濟狀態社會狀態が完腐する處なく表明せられてゐるとするのは素より正常なことではない。殊に此の述作が、文藝作品の範圍に屬する場合に於ては、冷靜に分析批判し更に作家の藝術的誇張を排除するに非ざれば、事の真相を詳かにするを得ないことは明かである。更にエッセイはいはば筆のすさびである。其の中には甚しい脱線も豫期せねばならない。文學も社會的現象の一である以上漱石の云ふ如く、文學は當時の一般の氣風が反射されるもので當時の趣味の結晶したものであるから、一般の社會とは密接の關係があつて外の學問とは其の關係の度が深いことは否めない。とは云へ何等省察する處なく之を受容することは、吾人の爲し能ふる處ではないのである。唯ラムに在つては、彼の主題とする處は人間愛であり彼の知的特徴はユーモアである。彼の描く處に自執の跡はない。彼は自ら以て群衆中の一人であり、日常世俗の悲喜に共鳴するものであると做してゐたが、此の自然的な謙讓は即ち己が欲するまゝに他者を導かんとする意なきことを示すものに外ならない。彼には生の哲學を編み出さんとする野心は毛頭なかつたと云ふトムソンの評言は、以下に於いて吾人の勞を援けることが甚だ多し。

更に又十八世紀の生んだ天才ウキリアム・ブレイクは、一七八九年發表せる *Songs of Innocence* 及び一七九四年の *Songs of Experience* 中に⁶⁾ 同しく煙突掃除兒童(*climbing boy*)の姿を歌つたが、是等は如何なる點まで信憑すべしであるか。ロスがブレイクを評するに當つて *a being all sensitiveness and lyric passion and delicate aerial mystery* ⁶⁾ と做しただけに、其の検討には興味深きものあるを覺えるのである。

(1) Edmund Gosse : *English Literature, an Illustrated Record*. vol. IV. 1903. p. 154

(2) Charles Lamb : *The Essays of Elia*. (The Scott Lib.) pp. 163-73.

(3) 漱石全集第三版第八卷文學評論五五八頁。

(4) *The Cambridge History of English Literature*. vol. XII. 1915. ch. VIII. Lamb by A. H. Thompson. pp. 195-6

(5) *The Poetical Works of William Blake*. ed. by W. M. Rossetti. 1914. pp. 83-4, 103, 111.

(6) Gosse : *op. cit.* p. 17.

二

英國に於ける兒童勞働は、十八世紀後半より十九世紀中葉にかけての産業上及び社會上の變革の時代に其の端を發するとは、今尙ほ多數の人々が抱く信條であるが、而も之は産業革命の結果工場制度の確立其他によつて齎らされた兒童勞働の弊害の甚きものが世人の認むる處となり、其の非を鳴らす聲の大なりしが爲めに生じた皮相的誤謬であつて、真相とは全く懸離れたものである。兒童勞働は産業革命が發見したものでない。勿論家計の一助として兩親の膝下に於ての兒童勞働は、人類の歴史と共に始まると云つても不可はないであらうが、吾人が以下に於て云ふ兒童勞働とはかかるものをも指すのではない。即ち兩親の膝下を離れて他人の勞働を援助するものを云ひ、更に又其の雇傭が其の産業の一要素となるものに限定するのであるから、起源は遠く有史以前に求むべくもない。ダンロップ及びデンマンに據れば、英蘭に於ては十二世紀の交に既にかかる意味の

兒童勞働が行はれてゐるのを見ると云ふ。

衆知の如く中世ギルド制度の發達と共に、徒弟制度が經濟上社會上重要となつたことは云ふ迄もないが、其の初期にあつては、徒弟は親方の個人的監督の下に其の仕事場で働さ、且其の家族の一員として同居し、兩者の間には堅き師弟關係が存してゐたことを以て特徴とする。即ち初期に於ける徒弟は、修業の爲めに兩親の膝下を離れ他人の親方の下に於て訓育を受けんと欲する少年であつた。而して親方は其の個人的關係によつて徒弟を常に監督保護し、其の將來に就いて責任を負つたのである。此の訓育者としての親方の側に於ける責任觀念と、弟子としての徒弟の側に於ける發動心とは相結んで徒弟制度の根幹を形づくるものであり、而も此は兩者に於て雙方の相互的義務を認めた時自然に生ずる結果に外ならない。徒弟制度の前途を卜するものは實に斯の如き觀念の發展如何であつた。

然るに英蘭に於ては十六世紀の中頃以後に於て、ギルドの統制による徒弟制度は、外的原因によつて其の本質を變化するに至つた。即ちチャドル王朝の特色たる中央政府の干涉政策が是である。是によつて徒弟制度は、ギルドの手を離れて國家制定の一機關となつた。斯くて曩日の親方徒弟間の個人的關係は外的原因によつて——勿論ギルド内部の組織の變化も亦作用してゐるが——一個の機械的關係と化したのであつた。而して爰に徒弟の一として謂ゆる教區徒弟 (Parish apprentice) の發生を見るのである。

此の教區徒弟は Villinage の傳統の一變形であつて、一言にして云へば兩親の窮困の爲め救貧法當局者の手に渡つた兒童である。即ち救貧法による被救恤民の子供が適當な年齢に達すると救貧法當局者は其の兒童に親方を探してやり、親方は治安判事によつて特に免除されぬ限りは、法によつて之を引取ることを強制されるのである。法律上教區徒弟が他の一般の徒弟と異なる點は、二人の判事の同意の上監督官によつて強制的に束縛されること、其の束縛期間の長いことであつた。此の爲めに教區徒弟は彼等の意欲せざる親方の下に住み込まれると共に、其の親方の職業も亦粗雑悲惨な種類に屬するものが多かつたので、是等徒弟に對する不正、虐使、飢餓、暴行、致死等に對する非難は屢呼ばれ、被救恤民の兒童を雇ふ者の大部分は、貧窮且不正なる者換言すれば英蘭貧民の渣滓に外ならずして、憐れな兒童は單に飢ゆるとか何等職業を覚えぬとか云ふ許りでなく、實に親方の爲めに盗みを強ひられ絞首臺に上るやうに育て上げられる」とさへまでも云はれた。而して他面此の事實を裏書する四季裁判所の記録は、適に當時の社會状態の一部を反映するものに外ならない。而して此の中に本論の目的たる煙突掃除兒童も存する。尤も煙突掃除兒童となる者には、貧困の極其の兩親によつて親方に賣られた者も尠くない。乍併煙突掃除夫の徒弟の大部分が教區徒弟によつて構成されることは、一に斯業が利潤少く且不快なる業務であることに存する。事實被救恤民兒童の徒弟制度による廉價なる勞働力の供給は、貧困且無知なる親方をして、若し公正なる賃銀を支拂ひ勞働者を正當なる状態に置く場合には他と競争して經營することの出来ない事業に着手せしめる誘因となつたのである。

勿論徒弟制度の下に於ける生活状態勞働状態に就ては、之を現今より見る時は其の弊甚しきもの

が存するが、而もこは過ぎし當時にあつては必要條件であつたので⁽⁹⁾、十八世紀末に於ける煙突掃除業の徒弟に就て吾人の耳にする悲惨は、徒弟制度全般を物語るものではない⁽¹⁰⁾。而して十八世紀に入り漸次鑛山業の進歩工場制度の發達大規模産業の確立等の産業組織變更の時期にあつても、猶徒弟制度は存在してゐた⁽¹¹⁾。而もそは法定のものではなく、慣習によつて小規模産業に於て行はれてゐたのであつた。斯くて大部分の兒童は其の姿を兒童労働者と變へ⁽¹²⁾、鑛山や工場に於ける是等の雇傭が問題となつて來たのである⁽¹³⁾。

既に主として教區徒弟を保護せんとする方策が行はれたことは素より當然な事象であるが、其の目的とする處は、一に該制度の下に於て親方に賦與せられた殆ど無制限な支配から生ずる危険を防止するにあつた。而して其の手段としては、訴訟により徒弟契約を解除し得ること、虐待する親方に罰金を課すること、教區徒弟の東縛年限を二十四歳から二十一歳に下げること、一日の就業時間の制限、各地方に監督官を置くこと等、實に一七四七年に其の端を發し一八〇二年の「木綿工場に於ける教區徒弟保護法」に至るまで種々行はれたのであつた。而して此の最後に擧げたものは亦十九世紀に於ける工場法に最初の一步を進めたものであつて、教區徒弟保護運動は一般兒童雇傭に對する抗議に變つて來たのであつた。蓋し國の富力は増加し、勞働はより生産的となり、茲に輿論は兒童の職業教育よりも普通教育を可とするに至つた。更に他面に於ては機械の使用によつて、徒弟は工場所有者にとつて利潤の源泉となり、其の貪婪の犠牲と認められるに至つたからである。次に從來教區當局者は、被救恤民兒童を他の教區に送致して徒弟契約を結ばしめ、以て自己の教區の負

擔を免れんと圖るものが多かつた。而して此の遠方の教區から送致された徒弟は親方にとつて不適當な者が大部分を占めてゐた。同時に未だ年齢のゆかない兒童を引取る親方は、彼等の教育幸福には何等關心する處なく、唯兒童について來る小額の金錢を得んが爲めに引取るのであつた。従て此の教區徒弟は年期を勤め上げる者は少く、屢々甚しき死亡率を生ぜしめたのである。爰に於てか一八一六年の法令は、かかる教區徒弟供給の中心たるロンドンより四十哩以内に存する教區が其の兒童を他に送ることを禁じ、加之ならず、九歳以上に非ざれば徒弟たることを得ない旨を規定したのであつた⁽¹⁴⁾。

然るに斯の如き立法による保護の範圍内に入らず、寧ろ保護を拒否され全く孤立の状態にある兒童があつた。そは即ち本編の目的たる煙突掃除兒童である⁽¹⁵⁾。吾人は爰に於て筆を改めて煙突掃除業の起源由來を述べねばならぬ。

(1) D. J. Dunlop & R. D. Deenan: English Apprenticeship and Child Labour. 1912. pp. 15, 262, J. L. & B. Hammond: The Town Labourer. New Ed. 1925. p. 14.

(2) Dunlop & Deenan: op. cit. p. 27.

(3) Ibid. p. 16.

(4) C. Booth: Life and Labour of the People in London. vol. IX. 1897. p. 224.

(5) M. D. George: London Life in the XVIII Century. 1925. p. 264.

(6) G. D. H. Cole: A Short History of the British Working Class Movement. vol. I. 1925. pp. 37-8.

(7) L. W. Moffit: England on the Eve of the Industrial Revolution. 1925. p. 261, George: op. cit. pp. 223-4, 261.

- (8) Dunlop & Denman: op. cit. p. 188, George: op. cit. pp. 227-28.
- (9) George: op. cit. pp. 233-4, 180-1, 201, 225-6, 236-8, B. L. Hutchins & A. Harrison: A History of Factory Legislation. 1903. p. 15; Henry Mayhew: London Labour & the London Poor. vol. II. 1851. p. 312.
- (10) J. E. F. Rogers: The Economic Interpretation of History. 2nd Ed. 1891. p. 304.
- (11) Dunlop & Denman: op. cit. p. 188.
- (12) 従来地方的に發達して来た徒弟制度は一五六三年エリザベス五年の徒弟條例によつて全國劃一的に各職業に従事する豫備條件として課され嚴重に施行されたのであつたが、やがて都會外に於ける技術労働者の増加、市場の擴大に伴ふ労働需要の増加、新木綿工業の勃興等により其の施行はゆるめられたのである。(Moft: op. cit. p. 260, G. M. Trevelyan: British History in the 19th Century. 1922. p. 12.)
- (13) Dunlop & Denman: op. cit. pp. 16, 263.
- (14) マンマンは従つて十八世紀最後の三分の一期に大工業が出現して以來形勢一變して雪崩の如く激烈無制限なる襲撃が生じて来たのである。習慣や性質や年齢や男女、晝夜などの凡ゆる制限は粉碎された。大工業の誕生は「ロマン王」の大なる児童掠奪によつて視されたのである。(高島素之譯資本論第一卷大正十四年版、三四三頁一〇一七頁)
- (15) George: op. cit. pp. 238-43, 266-7, Hutchins & Harrison op. cit. p. 6. 教區徒弟は年齢の制限を除く外、殆どその原始的の形態で十九世紀の中頃まで廉價労働として農村に行はれた。(George: op. cit. pp. 264-5.)
- (16) Hammond: op. cit. p. 176, George: op. cit. p. 243.

三

大都會に於て其の排泄物(滓)の除去は重要な社會的作業の一である。即ち住居の内外に於て汚物の作出さるるや直ちに之を搬出除去することは、聚合せる市民の保健上安寧上必要なることであ

る。煙突掃除夫はかかる意味に於て public cleanser と云ふべきものであらう。而して斯業の發生するに至つたのは、煙突の存在及び燃料として石炭の使用にあることは云ふ迄もないが、而も兩者の一般に行はれ始めたのは比較的新しい時代に屬する。

メイヒューの引用する處に據れば、煙突に關する最古の記録は、一三四七年ヴェニスに於て地震の爲め同市の煙突の多くが倒壊せることを記したものである。而して英蘭に於ては、チャドル王朝以前各都市に煙突は殆ど存在せず、火は床上の竈石の上又は部屋の中中央若くは壁にとりつけた高い塗込爐で燃やされ、其の煙は戸口や窓等から排出されたのであつた。然るにエリザベス時代に於て煙突は多く築かるに至り、當時の生活改善に關する書中にも「英蘭に於ける紳士の邸宅にして少くとも一の煙突を備えないものは無いであらう」と述べてゐる有様である。由是觀之英蘭に於て煙突が一般に使用さるるに至つたのは、十五六世紀の交と見て大差はあるまい。シェークスピアの時代に煙突掃除夫は既に public cleanser の一階級として認められてゐたものの如くである。蓋し彼の最晩年に屬する作と目せらるる「シムソン」に於て

Fear no more the heat o' the sun,

Nor the furious winter's rage:

Thou thy worldly task hast done,

Home art gone, and ta'en thy wages:

Golden lads and girls all must,

As chimney-sweepers come to dust. (Act. 4. Scene 2.)

而して此の中に吾人は一の諷言を見る。即ち煙突掃除夫を golden lads and girls と對照せしめ、其の職業を卑賤なものとしたことである。

煙突の存在は燃料の變化による必然の結果である。re-dosses 又は openfire-hearth の時代に於て用ゐられたのは薪木のみであつて、其の煙は煙突の如きものを必要とする程度のもではなかつた。之に反して石炭は不完全燃焼の結果として煤や黒煙を生ずることの甚しうのは云ふ迄もなう。而して燃料としての石炭使用に關する記述は、八五三年の Abbey of Peterborough に對する特許に始まる。ヘンリー三世はニューキャッスルの市民に石炭採掘を特許し、エドワード一世の治下一二八一年ニューキャッスルに於て石炭の賣買は行はれ、其の後間もなく鍛冶屋、醸造家、染物師、石鹼製造業者及び家庭用等の爲めに、ロンドンに多く移入されるやうになり、同時に英國海運業の發達に資する一因となつた。然るに一三〇六年石炭の煙が空氣を汚濁し健康によくないとの理由によつて、ロンドンに於て石炭の使用は禁止されたが、而も之に代るべき木材の不足は此の禁止令を一時的のものたらしめたのであつた。即ち一六〇〇年ロンドンに於ける石炭の移入は二十萬 chaldron に達してゐる。而して石炭使用量の遞増するに伴ひ、同一割合を以て作出さるる煤の處分は、云ふ迄もなく煙突掃除夫を煩す處のものである。

其の當初に於ては煙突掃除は各戸の下僕が行ふ處であつた。即ち初期の煙突は巨大且單簡な構造を有する爲め、成年男子と雖も裕に煙突内に立ち力の及ぶ限り箒を突き上げて、以て掃除することが出来たし、又時としては煙突の下部で藁を燃やし以て煤を焼き拂つた。乍併既に十七世紀の前半に於て、正規の煙突掃除業者が存在してゐたのである。スチュアート王朝初期に、英蘭に移住したピエモン及びサヴォイの貧民が是である。彼等が何時頃まで斯業に従事したかは不明であるが、當時歐大陸に於て斯業は通常サヴォイ人の營む處であつた。而も斯の如く煙突掃除を成年労働者が行つてゐた時代は、本稿に於て吾人の目的とする處ではない。吾人の云はんとするのは幼児を掃除夫として使用するに至つた以後の事象である。

煙突掃除に幼児を使用することは英國特有の現象であつて、大陸諸國には行はれなかつたことであるが、而も之が英蘭の都市に行はれ始めたのは十八世紀初期に屬し、蘇蘭に於ては一七八八年以後のことに屬する。而して何故に幼児を使用するかに就ては、先づ當時に於ける家庭内の慣習の變化を述べねばならない。蓋し幼児の使用はその變化の反映に外ならぬからである。 Hammond が引用する處に據れば、燃料が薪木から石炭に變化するに及んで煙突の形態も亦變化したとは云へ、其の當初に於ては煙突は依然として高く且甚しく大きなものであつた。乍併一般の風習作法が精練されて來て建築も種々改善され、從來の如く居室の扉や窓を開放して置かぬ様になつた時、同一の煙突では空氣の供給不十分の爲めに煙るので之を嫌ふやうになつた。斯くて内徑十二吋に十四吋(又は十六吋)位のものに變り、之が一般に用ゐらるるに至つた。斯の如き煙突を掃除する場合、從來用ゐられた道具即ち籐 (cane) と鯨鬚 (whalebone) とでは困難なること、容易に考へ得る處である。而も必要は發明の母なる語を濫用するならば、此の困難も幼児をして煙突内に攀ち登らしめて掃除する

謂ゆる human brush を考へ出すに至つて、避けることを得たのであつた。而して此の発見により煙道の屈曲の角度は如何に鋭くとも如何にうねつてゐやうとも、其の複雑なる爲めに掃除に際して支障を生ずることはなくなつたので、建築家は益其の技を練つて複雑したものを作るに至つた。甚しきに至つては僅か七吋四方の煙突さへも作られたのである。而も亦他面より見る時はかかる狭きものが作られるのも理由の無い譯けではない。即ち煉瓦工の作業の中で、煙突の煉瓦積みは最も費用を要するものである。従て煙突を狭くすればする程建築費は廉くなる爲めに、投機的建築業者が此處に着目したといふことは是である。乍併かかすることは何れの時代何れの場所に於ても云はれる處であらう。

- (1) Mayhew : op. cit. vol. II. pp. 159-62, 338.
- (2) Ibid : p. 338.
- (3) G. F. Ekstein : A Practical Treatise on Chimneys. 1852. p. iv.
- (4) Mayhew : op. cit. p. 339.
- (5) Ibid : p. 339.
- (6) Sir. H. T. Wood : Industrial England in the Middle of the 18th Century. 1910. pp. 94-5, H. O. Meredith : Outlines of the Economic History of England. 1927. pp. 154-5, P. Mantoux : The Industrial Revolution in the Eighteenth Century. Trans. by M. Vernon. 2nd Ed. 1927. p. 289.
- (7) Mayhew : op. cit. p. 339.
- (8) クライミング・ボーイの煙突掃除夫の數と其の集める煤の量等により一八五〇年頃のロンドンが排出する煤の量は一年約一百万トンと推算し、更に一トンシェルは四英斤のソンの價格を等しいとして、ロンドンに於て得られる煤の總價格を一年一萬六千五百磅と推算してゐる。(Mayhew : op. cit. pp. 344-5.)

得税財産税の統計 (三)ロンドンの煙突掃除夫の數と其の集める煤の量等により一八五〇年頃のロンドンが排出する煤の量は一年約一百万トンと推算し、更に一トンシェルは四英斤のソンの價格を等しいとして、ロンドンに於て得られる煤の總價格を一年一萬六千五百磅と推算してゐる。(Mayhew : op. cit. pp. 344-5.)

- (9) Mayhew : op. cit. p. 346.
- (10) Hammond : op. cit. pp. 177-8, 183, Mayhew : op. cit. p. 356, W. Smart : Economic Annals of the Nineteenth Century. 1910. p. 581.
- (11) Mayhew : op. cit. p. 356.

四

然らば斯く使用さるるに至つた煙突掃除兒童は、如何なる状態の下に其の若き萌芽を費さねばならなかつたか。

先づ其の構成分子とも云ふべきものを擧げるならば、(第一)教區徒弟、(第二)無慈悲な親によつて親方に賣られた者、(第三)誘拐されて親方に賣られた者、(第四)授産所や街頭に於て唆かされ以て使用されるに至つた者、(第五)親方の子弟とすることが出来る。而して其の數より云ふと第一のものが殆ど大部分を占めてゐたことは、既述の教區徒弟の性質から云つて當然である。次に幼児の賣買に於て、小柄で瘠形の體軀であればある程高價に取引されたことは、其の使用の目的が煙突内を匍ひ廻ることである以上明白な事實といはねばならない。其の價格は大體三、四ギニーを普通とし、甚しきものは Marine Society (一七五六年設立)が一七七三年に調査した處によれば、シン酒一杯で子供の一生を親方に委せて了ふ親もあつたと云ふ。又ジョーナス・ハンウェイは一七八五年其

の著 Sentimental History of Chimney Sweepers 中に於て「浮浪兒や貧民の私生兒は七年間二十志乃至三十志で賣られ、家族の多し貧民の子供は大抵煙突掃除兒童になると述べた。ブレードが Songs of Innocence 中に「煙突掃除夫」と題して

When my mother died I was very young,

And my father sold me while yet my tongue

Could scarcely cry "Weep! weep! weep! weep!"

So your chimneys I sweep, and in soot I sleep.

と歌つたのは此の間の消息を物語るものである。第三の誘拐された幼児の中には八磅餘で親方に賣られたものもあり、此の誘拐は主として田舎に於て行はれた。盗み出された彼等は通常遠隔の地に送致され、賣手の子供として親方に賣られるのであつた。最後に地方によつては女兒も使用されることがあつたが、そは女兒が通例男兒に比して小且細身なる爲めであつて、多くは親方の子女であつた。

彼等の總數に就ては正確な記録は存しない。乍併一七九七年一八〇四年一八一七年に於て、ロンドンには親方二百人徒弟五百人と推算せられ、其の中生活に餘裕ある親方は僅か二十人、徒弟にして之に屬するものは八十人乃至百人であると推定された。ロンドン以外に於ける數も亦不詳であるが、一八一七年に英蘭(ロンドンを除く)には煙突掃除兒童數五百人と算定された。由是觀之十九世紀初頭に於ては親方四百人徒弟一千人が斯業に従事する概略總數となる。而して親方一人に對す

る徒弟の數は二、三人乃至四、五人を以て通例としたが、例外として親方一人で二十四人の徒弟を有するものもあつた。乍併かかる現象は決して其の親方が繁榮してゐる爲めに生じたものではなく、徒弟契約締結に際して受ける謝禮を目的としての行爲の結果であつたことを注意せねばならない。

是等の幼兒が何歳位から使はれたかに關しては、一定の基準は求むべくもないが、六歳乃至八歳を普通とすると共に、四歳五歳の徒弟もあり甚しきに至つては三歳の幼兒も使はれたのである。而して一部の親方は特別な仕事に際し、自己の有する小柄の human brush を同業者に賃貸し、又全然異なる他の職業の親方も亦其の徒弟を煙突掃除業者に賃貸したのであつた。

煙突掃除兒童は先づ一ヶ月又は一定の期間見習をさせられる。此の間は待遇もよく、仕事とも云ふべきものは、使ひ走りや作業の見學位なものである。扱て徒弟契約を結ぶと彼は經驗者と共に作業に従事することになる。彼が先頭となり經驗者が後に續いて登り方を教へながら煙突内を攀ち登るのである。兩膝を脛と煙道の壁に壓しつけ辛うじて兩腕を少し高く上げることが出来る。次に同様にして肘を壓しつけて兩足を引き上げることが出来るやうにする。煙突の内部には指趾のかけ場所がないので彼が滑り落ちた場合は下方にゐる經驗者の肩で支へとめられ又新たに攀ち登り、斯くして次第に兩者は其の身體殊に肩四肢を動かすと同時に煤を落しながら頂上に達する。それから亦同様にして降りるのであるが此の爲めに膝や肘には裂傷擦傷を負ふのであり、又ブラシを持つて登ることがあつてもそれを用ゐることは煙突の屈曲部以外には殆どない。煙突掃除兒童の勞働は全く強制的のものである。單に眞摯な許りでなく、時には窒息さへもする狭い危険な煙突の内部、それ

はラムの云ふ fauces Averni であり、dark stifling caverns, horrid shades である。夫れだけでも既に幼児に恐怖感を與へずには置かない。爰に於てか彼等を煙突内に攀ぢ登らせんとするには、情ある親方にあつては登らねば撲つと云つて強ひるか、又は煙突の頂上に菓子を置き以て誘ふ、或ひは上述の如く經驗ある児童をつけてやつて新參者に脚の置き方を教へ、且墜落した時は捉へてやるやうにした。之に反して無慈悲な親方にあつては煙突の下部に火をつけた藁を置くとか、又は脚をピンで刺して以て登ることを強制した。勢ひ傷を受けた幼児は其の局部が次第に感覺を失つて硬化するに至るまでの數ヶ月間烈しき苦痛を嘗めるが、而も其の間と雖も勞働は休むことを得ないのである。

煙突掃除兒童は眼や耳に煤が入るのを妨ぐ爲め、帽子を被り一種の上衣 (tunic) を着けただけであつて、それも大きさが身體に合ふ合はぬは問題でなく、古着を以てすることが多かつた。又靴や靴下を着用しない者が多數を占めてゐた。而も僅か七吋四方の煙突に於ては小柄な幼児でも用は足りなかつた。そこで裸體となることを要したのである。此の場合には幼児は兩手を頭上高く真直ぐに延ばしてゐなければならなかつた。其の際着用してゐるシャツ類が皺にでもならうものなら、最早動くことは出來ず、堅く挟まれて了ふ。斯の如き就業中の事故によつて、彼等は熱い煙道内に數時間否、時には死に至るまで挟まれてゐることがあつた。更に煙道の屈曲部には煤が大きな塊りとなつてゐるのが常であるが、human brush が眩暈でもして其の中に滑り落ちたが最後陥穽に陥つたと等しく、彼の助けを叫ぶ聲が間に合へばとにかく、さもなければそれで萬事休すであつた。

更に吾人をして戰慄せしむるに足る事實は火のついてゐる煙突の掃除である。之を敢てする誘因は掃除料金の多額であつたからに外ならないが、尙又煙突掃除兒童もかかる場合には僅少の小遣を得るので、同じく誘はれたものの如くである。此の場合にはシャツの胸をピンでとめ、其の他衣服の何處も皆密閉し火が直接身體につかぬやうにしてから、濡したブラシで掃除するのである。而して絶えず動き續けてゐるならば火は身體につかない。即ち仕事に熱心ならば焼かれるやうなことは無いと做されてゐた。

既に多少言及する處があつたが、煙突掃除それ自身が不健康な勞働であるに加へて、従事する者は抵抗力少き幼児であるから、彼等が病魔に捉へられることは當然といはねばならない。其の疾病に就ては次の如く分類出來やう。

第一に未だ骨が硬らない發育盛りの年齢に煙突に登らせられ、又幼ない彼等には重すぎる煤の袋を長時間持ち運ばせられることは、脊骨や四肢の畸形を生み、煙突内を降る際下肢のみにたよる結果は、兩膝と踝とに甚しき畸形を伴ふ。第二に煤が眼瞼について刺戟する爲め常に汚れた手でこすすることは、眼瞼に炎症を起し其の結果視力を減ずる。第三は煙突掃除夫特有とも云ふべき恐しい病氣で chimney sweeper's cancer 又は sooty wart と稱せられ、日常煤に包まれてゐて身體を洗はぬ爲めに生ずるもので、手術をせぬと致命傷になつた。第四は咳嗽、喘息である。第五には火傷が擧げられ、最後に未だ全く幼い時に仕事を課せられることに原因して發育不十分が當然起る。かくて不運なる煙突掃除兒童は事故、殘虐、束縛、疲憊等により死に至らしめられた者、或ひは

辛うじて生命をとりとめた者が多かつたが、而も其の數に關しては何等の調査もなく、唯不明の一語に盡くのみである。而してかかる死に際しては「事故による死 (accidental death)」と判定されるの常であつた。

フアーンが…… we rose in the dark

And got with our bags and our brushes to work

Though the morning was cold……

フアーン、ライが…… come forth with the dawn, or some what earlier, with their little professional

notes sounding like the peep peep of a young sparrow, or liker to the matin lark should I pronounce

them, in their aerial ascents not seldom anticipating the sun-rise」と述べたる如く、彼等の作業は

早朝に始まるが、同時に其の終了するものも亦早く、正午又はそれより少し後までを最長限度としたのであつた。乍併官廳や公共建築物等に於ては、夜間掃除することもあつた。

更に煙突掃除兒童には以上の外、斯業自體の性質、親方の貧窮及び無知等より生ずる辛苦が襲つたのである。第一に、少くとも安息日に休養することは、此の煤にまみれた幼兒にとり衛生上にも亦宗教上にも必要なことであつた。蓋し教會に出席するといふことは、毎週一回身體を洗ふといふことの保證に外ならないからである。而も事實上それさへも容易に許されなかつたのであつて、ハモンドの記述に據れば、一週に一回身體を洗はせるのは裕福な親方のみである。一年中一回も洗はずに置いた親方も少くなく、時により河で水浴させる場合もそれは夏季に限られ、冬季は煤を纏

はせて置くのが普通であつた。次に煙突掃除兒童は屋根裏に住ひ、煤の袋や藁の上に煤の袋を掛けて眠るを常とした。而して大部分の煙突掃除業者の住居は荒廢と不潔の細民窟であつた。換言すれば衛生上の取締が行き届かず、排水や汚物掃除や公害取締やが最も少く、給水は最も貧弱であるが、又は最も不良な區域、都市に在つては更に光線や空氣の最も乏しい區域に存在してゐた。このことが煙突掃除兒童に及ぼした影響を見るには、醫術的見地から許りでなく更に一般人道の立場から考慮することが必要である。是に就てマルクスは次の如く説く、「住居の密集が甚しくなるに凡ゆる優しみの獸的な否定や、身體及び身體機能についての不潔極まる混淆や、寧ろ動物的とも云ふべき性的裸出の習慣などを必然的に伴ふこととなる。かかる影響の下に置かれることは一つの墮落を意味するものであつて、作用することが久しきに互れば互る程、この墮落は益甚しくなつて來るのである。斯種の呪咀的境遇が其の下に生れた兒童にとり、無恥への洗禮とならなければならぬことは屢々見られる處である。而して一度かかる境遇の下に置かれた人々が將來他の點に於て、肉體上及び道徳上の清潔を本質とする文明の雰圍氣を向上しようと努めるやうになるであらうとは、到底望まれないことである」。

不潔な容姿、不快な體臭を有する煙突掃除兒童は、一般社會からは乞食や盜賊の階級に屬するものと看做され、又彼等に劣るとも優らぬ者からも特殊階級として輕蔑され交際を拒まれてゐた。而して一方既述の如く物を乞ひ又は盜むことを親方に強制されると共に、他方虐待辛苦の爲めに是に容易く誘惑せられ、其の習得せる登攀の熟練を悪用して遂には刑に觸るに至ることが多かつた。

茲に煙突掃除夫が幼き者に對して暴虐を加える原因としては、彼等が其の作業の性質上、一般に飲酒癖を有してゐたことも擧げられよう⁽⁹⁾。更に亦、煙突掃除夫の妻は寧ろ妾とも稱すべきものであつて、其の前身は附木燐寸賣果物賣の如き最下等のストリート・ガールか、又は煙突掃除業者の間に育つた女であつた。彼女は男からは可成りひどく扱はれ、苦もなく別れ簡單に同棲し又相互の間に於て情夫を換え、其の亂脈さに於ては男と何等異なる處がなかつた⁽¹⁰⁾。かかる煙突掃除夫の妻によつて煙突掃除兒童が如何に扱はれるかは自ら明かであらう。

殘虐と公私の義務の破壊との長さ制度は其處に必然の結果を生む。煙突掃除兒童は成長するや、不健康不行跡無知怠惰な人間となるのであつた。煙突掃除兒童は心付として得た半片を以て、仲間と街上に於て賭博を行ふか又は職人 (Journeyman) と投錢戲を試みて、其の作業の餘暇を費すを常とした。彼等が徒弟期間を完了した時は既に煙突に登るには大き過ぎる。爰に於て職人として雇はれることとなれば、其の得るところのものは食、住の外に週給二志に過ぎなかつた。而も寝む場所に至つては區々であつて、時としては物置に又は大きな室の一隅に或ひは煤を貯藏する穴藏等に寝ね、ベッドと名のつくものの上には寝られぬものもあつた。職人は毎日其の雇はるる親方によつて巡回 (regular round) に出されるが、不意に呼び込まれて掃除をする場合の料金及び煙突掃除兒童の得た心付は、之を没收するの常であつた。而して "A delegated tyranny is often the worst." は職人にも適用され、煙突掃除兒童を殘酷に扱ふのは親方よりも職人に多かつたのである。職人は多く流浪的生活を營み、其の間に習得した悪癖によつて長く一ヶ所に足を留めることが出來ず、遂には

悲惨な終りをつげるのであつた⁽¹¹⁾。

- (1) Hammond: op. cit. p. 178, George: op. cit. pp. 246, 244, Mayhew: op. cit. p. 347.
- (2) 勝つたれた幼児は上流階級の子孫が多かつた。之に就てントはモンタグ家の子息の勝つたれと其の發見された、*and the recovery of the young Montagu be but a solitary instance of good fortune, out of many irreparable and hopeless defiliations.* の見出しを參照せよ。
- (3) Mayhew: op. cit. pp. 348, 347, Hammond: op. cit. p. 179.
- (4) Hammond: op. cit. p. 178, George: op. cit. p. 246, Smart: op. cit. p. 58r.
- (5) George: op. cit. p. 243.
- (6) Hammond: op. cit. pp. 179, 182, George: op. cit. pp. 233, 244.
- (7) Dunlop & Denman: op. cit. p. 270, Hammond: op. cit. p. 179, Mayhew: op. cit. pp. 347, 348-9.
- (8) Mayhew: op. cit. pp. 366-7.
- (9) Ibid. p. 351, Hammond: op. cit. pp. 185, 183.
- (10) Hammond: op. cit. p. 188.
- (11) Ibid. p. 180, George: op. cit. p. 244, Mayhew: op. cit. pp. 350-1, Smart: op. cit. p. 58r.
- (12) Mayhew: op. cit. pp. 351-2.
- (13) Ibid. p. 357, C. Booth: op. cit. vol. VIII. 1896, p. 284.
- (14) Dunlop & Denman: op. cit. p. 270, George: op. cit. p. 243.
- (15) Hammond: op. cit. pp. 179-80, 184. 一七八八年の調査に際して一職人は「四、五年々々々々の一回も身體を洗はぬ煙突掃除兒童があまりに陳述した。」(Ibid. p. 179, Cf. George: op. cit. p. 244, Mayhew: op. cit. p. 365.)

- (16) Hammond: op. cit. p. 180; Booth: op. cit. vol. VIII. pp. 285-6.
- (17) 高島譯第一卷八七五—六頁。
- (18) 同上八七—八頁。
- (19) George: op. cit. pp. 158, 243-4. Mayhew: op. cit. pp. 137, 353.
- (20) Mayhew: op. cit. pp. 364-5; Booth: op. cit. vol. VIII. p. 286.
- (21) Mayhew: op. cit. p. 370.
- (22) Ibid. pp. 350, 352-3, 358.
- (23) 爰に煙突掃除業の勞働條件に就き一言する。冬季(十一月—五月)は斯業の繁忙期であり、夏季(六月—十月)は閑散期であつた。掃除料金は一回六片乃至一志であつて、その他に所得として煤を得たが、平均煙突掃除兒童一人一日四個の煙突を掃除し煙突一個に付いて二分の一乃至二ツツェルの煤を得た。この副収入たる煤は親方の手から農家園藝家仲買人(主として肥料商人)に賣却せられ、小麥耕作地、牧場等に殺虫劑として用ゐられたのである。而も概して云へば、煙突掃除業は其の好況期に於ても利得の多い職業ではなかつた。たゞ時として一般の優秀なる職人(artisan)の平均以上の収入を得るものがあつたに過ぎない。乍併それも後述する如く斯業の繁忙期に際し amateur sweeps の流入——之は單に彼等が獨立して開業するのみでなく、春季煤の價格が騰貴した時、煤商人が煤を自己の許に持ち來る條件の下にトランを貸與する慣例に起因する——により、及び瓦斯石油ストーブの使用の増加により、更に亦肥料としての煤の價格の低下によつて斯業は衰頹したのである。(Mayhew: op. cit. pp. 374-5; 137, 353-4, 345; Booth: op. cit. vol. VIII. pp. 286-7; 高島譯資本論第一卷三〇〇頁。)

五

デューチに據れば煙突掃除兒童保護運動は、一七六〇年八月バブリック・アドヴァータイザーに掲

載された「ロンドン及びウエストミンスター地方長官宛の公開狀」を以て嚆矢とする。之は恐らく當時の慈善家ジョーナス・ハンウェイの筆になつたものらしく、其の内容は、身に衣服を纏はざる少年徒弟の親方を召喚して取調べることを申言したものである。此の案は實施されたとしても効果は殆ど無かつたらしい。其後七年を経てハンウェイが教區徒弟を非難するに際して、彼は煙突掃除兒童にも言及する處があつた。曰く「多數の教區では七歳位の兒童を煙突掃除業者の徒弟とする。斯業者は其の作業の性質上、徒弟の身體を洗ひ又衣食を給する義務がある。然るに事實は之に反し、憐れな眞黒な兒童は保護者もなく、犬よりも酷い扱ひを受け、其の結果必要に迫られて屢、街頭で物を請ふてゐる」と。此は適に親方の貧窮と無知との爲め、冬期に於ては一日六片にて他に貸與せられ、夏季に於ては物を請ふて以て生存するやうに強ひられた事實を指すものに外ならない。續いて一七七三年 Marine Society はロンドンに於ける煙突掃除兒童十九名に就て調査を行ひ、其後一七八〇年一七八八年一七九九年一八〇三年の各年に煙突掃除兒童保護の協會が設立された。斯くて「公共の注意が兒童の勞働状態に向けられたのは十八世紀後半以後のことである」とのハッチン

ズとハリソンとの言は、煙突掃除兒童にも亦適用せられるのである。ハモンドに従へばかかる煙突掃除兒童の待遇を議會の立法によつて改善せんとし、更に進んで之を廢止せんとしたのは、實に一七八八年の議會に對する「徒弟保護法制定の請願」に始まる。此の請願を爲したのはロンドンに於ける煙突掃除業の一親方デヴィッド・ポーターであつて、彼は親友ハ

上院に於て「親方は免許を得ること、徒弟は姓名と年齢とを登録すべきこと」の項を削除した爲め、不完全ではあつたが次の如く規定された。

- 一、八歳以下の兒童は徒弟となることを得ず。
 - 二、徒弟年限は十六歳までとす。
 - 三、徒弟數は親方一人に付き六人以下。
 - 四、親方は徒弟を賃貸するを許さず。
 - 五、徒弟は親方の住所氏名を刻せる眞鍮板を革帽子の前部に附くべし。
 - 六、正午以後及び冬季にありては午前七時夏季にありては午前五時以前には街上を呼び歩くことを許さず。
 - 七、親方は次の事項の實施を誓ふ契約書に署名すべし。
(イ) 少くとも毎年作業服の外にリンネル製の衣服及び靴下帽子靴を支給すること。
(ロ) 徒弟は少くとも一週一回身體を洗ひ煤や埃を除去すること。
(ハ) 安息日には教會に出席させ宗教教育を受けしめること。
(ニ) 火のついてゐる煙突には絶対に登らせざること。
(ホ) 徒弟を煙突に登らせる爲めに暴力又は不正の手段を用ゐざること。
 - 八、教區徒弟が煙突掃除夫の徒弟となるには兩親の許可を要す。
 - 九、本法の規定を犯すものは治安判事の即決處分により五磅乃至十磅の罰金に處せらる。
 - 十、親方は煙突掃除業の性質の許す範圍内に於て可及的に同情と注意とを以て徒弟を遇すべきこと。
- 此の最後の一項は當時煙突掃除兒童が無慈悲と不注意とを以て遇されてゐたことの證左と見るこゝが出来よう。

此の First Chimney Boys Act は全く死文に止まつた。無きに優るの程度のものに過ぎなかつた。契約書に關する事項の違反が徒弟契約解除の訴訟理由となる以外には、此の法令の實施機關は一も設置されなかつた。煙突掃除夫が自己の子供を使用することを禁止する規定は無かつた爲めに、之

は公然と行はれた。又縦令契約書には署名しても苛酷な親方は依然として其の非を改めず、小柄な兒童の賣買は何等妨げらるる處なく行はれた。而して兒童の年齢は兩親の陳述か或ひは之よりも信を置けない監督官(教區徒弟の場合)の言明によつて認定したから、常に兒童の年齢を八歳と做して地方長官の眼を逃れ、之が出来なかつた場合には、兒童は八歳に達する迄正規の契約書無くして使用されたのである。斯の如く此の法令が行はれなかつた理由の一は、煙突掃除兒童の構成分子の性質上考へ得るところのものである。即ち彼等を委託し又は賣買した當事者以外に、彼等に對して利害關係を有するものが無かつたことである。第二は煙突の形態の改造されなかつたことであつて、一八一八年に至つても尙七時四方の煙突は作られてゐた。第三に擧ぐべきものは當時一般の氣風である。サー・ウッダの云へるが如く十八世紀に入つてから中葉までの英蘭には、藝術に對する趣味感情等は一もなかつた。唯ホガースの名のみ獨り輝く。之を當時最も開化せる首府ロンドンに就て見るならば、當時のロンドン市民は不秩序暴行蠻刑等を日常生活の背景とする世界に住んでゐた。例之、街上に於ての罪人の晒刑や笞刑、水兵の強募隊等は蠻行に對する教育と云へよう。而も是等の事象は何等新奇なものではなかつた。何代となくかかる環境の中に育てられた人々が果して野蠻とならずに居られるであらうか。又當時の社會は奴隸賣買の利益を重んじた社會であつた。此の點から見ても煙突掃除兒童保護法の遵守されなかつたことは首肯出來るであらう。

乍併斯る現象も永く繼續はしなかつたのである。應て思慮ある人々は兒童勞働保護の問題を研究するに至つた。「從來一般人士が貧民の惡行のみを觀て他方彼等の蒙る苦痛を看過するのは、社會

状態を知悉しないからである。其の觀察が一面的であるのは貧民を知ることが尠いからである。依て正確なる報道を蒐集し之を頒布して此の弊を除かんとする」ことを目的として一七九六年貧民生活改善期成協會(Society for Bettering the Condition of the Poor.)の設立せられたる如き、之より先き一七六二年ジョーナス・ハンウェイが幼児保護に關する資料としてロンドンの各授産所に於ける正確な幼児死亡統計の必要を説ける如き、醫師が貧民や勞働者に關する研究の結果を醫學報告としての外に社會報告として發表頒布せる如き、孰れも此の事實を裏書するものである。斯くて一七九七年より翌年にかけて貧民生活改善期成協會が煙突掃除業の實際に就てのパンフレットを頒布したことは、人々の關心と同情とを大いに喚起したのであつた。

一八〇〇年ボーターの後援と協會の指導との下に、數名の親方は友愛組合(Friendly Society)を設立し、一七八八年の法令實施に努めたが、得る處は煙突掃除兒童の清潔と健康とを増進することに關して優良なる親方達の加盟を見たのに過ぎなかつた。更に一八〇三年ウィリアム・トックを主腦として煙突掃除兒童廢止期成協會(Society for Superseding Climbing Boys)が設立され直ちに調査を開始し、煙突掃除兒童に代つて使用さるべき掃除器を懸賞にて募集し、更に其の努力によつて一八〇四年次の法案が下院を通過した。即ち「一、手形交換所より十哩以内に居住する掃除夫は凡て免許状の下附を申請し且登録すること。二、親方は徒弟を他に貸貸し又は無償にて貸與せざること。三、煙突掃除兒童たるは徒弟に限ること」を規定するものである。乍併此の甚だ穩和な規定も上院に於ては尙早として否決するに至つた。由是觀之、此等の虐待された徒弟には十九世紀初頭に

於ても何等保護の加へらるる處が無かつたやうであるが、他面四季裁判所又は治安判事の裁斷によつて、其の被害は多少なりとも免れることが出來たのであつた。

苦がき經驗の結果は親方の選擇が最も肝要なることを教えた。社會状態に關する知識や社會苦に對する同情は漸次一般に普及され、一八一四年には曩に七年の徒弟期間を強制した徒弟條例(一五六三年)が撤廢された。輿論は寢く變化して職業教育殊に年少時に於ける職業上の訓育を唱道する運動、換言すれば徒弟制度に對する社會の承認は漸次其の姿を潜め、之に代ふるに普通教育を以てすべしとする運動が新たに起つた。而して此の變化の反映が直ちに煙突掃除業に關する法制上に具體化されるに至つたかは次に於て知らんとする處である。

(1) George: op. cit. pp. 243-4, Eile Halévy: A History of the English People in 1815, Trans. by Watkin & Barker, 1924 p. 397 n.

(2) Hutchins & Harrison: op. cit. p. 7.

(3) Hammond: op. cit. pp. 181-2, Cf. Geprge: op. cit. pp. 244-5, Mayhew: op. cit. p. 346, Booth: op. cit. vol. VIII, p. 282.

(4) George: op. cit. p. 245, Hammond: op. cit. p. 182, Booth: op. cit. vol. VII, p. 282. Cf. Mantoux: op. cit. p. 477 n.

(5) Hammond: op. cit. p. 183.

(6) Wood: op. cit. p. 4.

(7) George: op. cit. p. 10.

- (9) Hutchins & Harrison: op. cit. p. 11.
- (10) ヌンター・ベーンマンが一七八四年マンチエスターに於て児童労働に關する建白書を草せるが如きは此の一例である。(Meredith: op. cit. p. 268.)
- (11) George: op. cit. pp. 11-2, 245. Jonas Hanway: The State of the Chimney-Sweepers Young Apprentices. (1773.) The State of the Master Chimney-Sweepers and their Journeyman; particularly of the distressed Boys, Apprentices. (1779.) A Sentimental History of Chimney-Sweepers in London and Westminster, showing the necessity of putting them under Regulations, to prevent the grossest Inhumanity to the Climbing Boys. (1785) J. R. Andrews: An appeal to the humane, on behalf of the most deplorable class of society, the climbing boys, employed by the chimney-sweepers. (1788.) David Porter: Considerations on the present state of chimney-sweepers, with some observations on the Act of Parliament intended for their regulation and relief; with proposals for their further relief. (1792.) 譯者註の如く。J. B. Williams: A Guide to the Printed Materials for English Social & Economic History. vol. II. 1926. pp. 165-6.
- (12) 其の結果前掲の如くロンドンに於て斯業の親方二百人徒弟五百人あることが確められた。
- (13) Hammond: op. cit. p. 184.
- (14) George: op. cit. p. 247.
- (15) Ibid: pp. 249-50, 262, 250-3.

六

此の後一八一七年に至る十三年間をロンドン煙突掃除兒童廢止期成協會は、掃除器を使用して奏功することを示し、以て從來の偏見の打破に努めた。掃除器は既に一八〇三年ウェストミンスター

の二大工スマーットの發明になるもので、彼は其後十四年間の試験により、當時存在する煙突の九割九分迄は同器で掃除出来るが、唯煙道が急角度で屈曲してゐるものには之を適用することが出来ぬと發表した。一具の價格は約二磅三志であつたが、貧困の爲め器械を購入出来ない親方には協會が無料で提供し、以て一般の需要を喚起せんとした。此の器械は先づ煙道の頂上に之を固定させ、次にジャック・チェーンと滑車とによつてブラシを上下させるものである。此の最初に屋根に上らなければならぬことは甚だ不便であつたが、之を避くる爲めジョン・ホワイトは煙道が屋根部屋を通る箇所を鐵製の開閉器を附け其處から器械を上下させる方法を案出した。而して掃除の際に煙突の下部の口を閉めておけば、何等汚埃を生ずることは無いやうにした。此の實驗は公會堂や大建築に於て行はれ悉く好成績を示したが、尙一般には器械は大建築物にのみ適用し得るのであつて、個々の住宅には用ゐ難いものと做されてゐた。

ホブソンの云ふ如く、作業に適當する勞働が多量に得られる場合——殊に婦女及び兒童が多く雇傭される産業に於ては、器械の發達は一般に遅れる。一八〇三年より一七七年に至る間引き續いて建築家煙突掃除業の親方斯問題に興味を寄する人々等の面前で實驗は行はれたが、而も一般には殆ど反響する處がなかつた。而して此の掃除器使用に反對する者は繁榮せる親方と大邸宅の僕婢とであつたといふ事實は何を語るものであらうか。

先づ親方の反對する事情の第一は傳統主義即ち傳統の神聖の支配である。馴れつこになつた軌道から一般的に脱却することの不可能及び嫌疑は、傳統の固執に對する普遍的なる契機である。第二

は徒弟の待遇改善に努力して而も成功を収め得なかつたシェフィールドの期成協會が、一八一七年六月議會に提出した煙突掃除兒童禁止の請願に現はれてゐる。曰く、「掃除器を使用する場合には、徒弟は助手として一人要るのみであるが其の代りに親方は自身作業しなければならぬ。之に反して掃除器を用ゐない場合には、多數の徒弟を各方面に派出して親方は彼等が日日稼いで来る若干額の貨幣と若干量の煤とで常に安樂に暮すことが出来る。而も現在に於ては曩の法令が行はれてゐないのであるから、徒弟數には制限なく従て煙突掃除兒童を禁止しない限り掃除器は使用されるものではない」と。第三に親方の反對するのは掃除器の使用のみが許さるる場合には、其の獨占的な職業を他の職業のものに荒されるであらうと憂慮した結果であつた。寔に親方の職能とは、煙突掃除兒童を使役して煤を集めて持ち去るだけであり、何等特殊の技術も要せず斯業は何人にも開放されてゐるやうに見えた。乍併、ギルドもなく職業上の制規もなかつたが、煙突掃除兒童を使役する關係上、親方たるには徒弟の經驗がなければ開業出来ぬものとされてゐたのである。而して茲に生じた憂慮は單に親方の狭量のみには歸すべきものではなく、各地の協會が當業者の助力を得ることが不可能であつた爲め、屢、局外者に掃除器を使用させたことにも亦原因するのである。更に親方達は器械は總ての點に於て煙突掃除兒童に劣り、殊に煙突内の凹所屈曲部や隅々は煙突掃除兒童でなければ掃除出来ないので意見を有してゐた。斯くてハモンドに據ればロンドンに於て多數の親方は、不完全なることを示す目的で器械を使用したのである。

次に僕婢が器械使用を反對したのは、器械使用の場合には從來彼等が親方から得てゐた心付を失ふことを恐れた爲めであり、このことは殆ど總べての僕婢に共通な感情であつた。而して之に就てスマートは、彼が實驗を行ふ際僕婢は常に器械を白眼視し掃除の終つた後家具等に少しの汚埃でも落ちてゐないと却つて不平を云つたと述べてゐる。親方達は家政婦や僕婢に向つて器械では掃除が出来ぬ許りでなく却つて部屋をも煤だらけにする旨を主張すると同時に、故意に汚物を作成して器械に對する偏見を醸成せしむるに努めたのであつた。而して此の僞瞞は議會に於ける證言にも亦何等慮する所なく行はれたのである。

議會に於て煙突掃除兒童廢止の是非は一八一七年より一九九年に互つて論ぜられた。一面に於て是はヘンリー・グレー・ベネットとローダー卿との論争とも云へよう。

煙突掃除兒童廢止に關する多くの請願に従つて同一七年設けられた委員會は、嘗て徒弟の經驗を有する親方慈善家醫師等より意見を徴し、其の結果兒童使用禁止に賛成する大多數の證據を蒐集することが出来た。而してベネットの提出せる法案 (The Chimney Sweepers' Regulation Bill) No. 1、爾後十四歳未満の兒童は徒弟契約を結ぶことを得ず。二、徒弟を煙突に攀ぢ登らせることを得ず。但現在十四歳以上の徒弟に對しては例外を設く。であつた。乍併提出が遅れた爲め審議未了で同年は通過するに至らなかつた。翌一八年二月ベネットは同一法案を提出し、兒童に依らなければ掃除出来ない煙突は、煙突の改造が何等負擔とならない富者の邸宅に在るものであることを指摘し、次いで富者の邸宅の煙突を保護する爲めに貧兒を犠牲に供して顧みないと非難した。而して該法案は下院を通過したが、上院に於ては調査委員會の設置と其の報告未了とで終つたのである。茲に此

の非難の的となつた煙突の大部分は、上院議員の邸宅に在るものであつたことを記憶せねばならぬ。

一八一九年二月一日上院委員會の報告書は公けにされた。之は Board of Works の書記デービス指揮の下に行はれた精密な試験の結果に據るものである。デービスはロンドンに於ける煙突を構造の複雑さに従つて四種に分ち、其の九割九分を占むる第一第二第三種ものは器械により掃除することが出来る。殘餘の一分に當る第四種の煙突は甚だ複雑したものはあるが、而もその大半は又器械によつて掃除することが出来るとなした。而して此の最後の僅少の存在こそ、ベネットの廢止法案反對者の據つて以て其の反對理由とした處であつた⁽¹³⁾。

同年三度ベネットは同一法案(但兒童使用全廢に二年の猶豫期間を置けるもの)を提出したが、之に對する下院の反對論は「(一)弊害は存在しない、假令在つた處で誇張されてゐる。(二)弊害が存するとしてもそれは必然的のものである。(三)現在の弊害が廢されても更に之より大なる弊害が生ずる」の三種に分ち得る。此の討論に於てオンマナーは、掃除兒童は貧民の子供ではなく實に富者の私生兒であると論破して反對論の生ずる所以を指摘した。結局此の法案は下院を通過したが、上院に於てはローダー・デール卿の反對を受けた。彼は平常經濟學者として器械誘入の効果を強調してゐたのに拘らず、此の法案は器械使用の奨励に非ずして強制であると主張して之に反對したのである。而も委員附託となるや彼は論旨を變へ、現在の器械は未だ不完全であるから煙突掃除兒童廢止の曉には火災が増加すべきことを以て反對した。而して同法案が委員會に於て否決せらるる運命に陥つ

たのを見たベネットは之に屈せず、五月方針を改め使用禁止ではなく待遇改善の法案を提出した。即ち一、十歳未満の男兒は徒弟たることを得ず。二、女兒を使役することを得ず。三、徒弟を賃貸することを得ず。四、煙突掃除業に従事するものは街上を呼び歩くことを得ず。五、徒弟数は親方一人に付四人を限度とすとするものである。此の轉向によつて曩に禁止には反對した主なる親方を味方とすることが出来た。下院は異議なく之を通過したが、又もや上院は之を否決した。而して其の理由とする處は、「個人の實踐すべき人道の規範を設けることは立法府のなすべき處ではない。蓋し、此種の問題を制定する時は人道の原則は根柢にされ、法網を漚つてより大なる慘虐が行はれることとなり、不正と安寧秩序の破壊とが必然的に生ずるからである。即ち若し立法府が國民の道徳律を制定するに至らば、仁愛の感情は撲滅されて了ふであらう」といふにある。斯くて個々の者が仁慈的行動に出る外、從來の悪弊は何等阻止されることなく依然として行はれたのであつた⁽¹⁴⁾。

(1) Hammond: op. cit. p. 185, Mayhew: op. cit. p. 354.

(2) 大陸に於ては鐘にフランシをつけ煙突の頂上から下すものが一般に用ゐられた。

(3) Mayhew: op. cit. pp. 354-6.

(4) J. A. Hobson: The Evolution of Modern Capitalism. Rev. Ed. 1927. p. 92.

(5) Hammond: op. cit. p. 185.

(6) 黒正巖譯マックスウェーバー社會經濟史原論昭和二年版五八九頁。

(7) 事實器械の使用行はるると共に新たに斯業に従事するものが輩出した、彼等は Leeds 又は Great Ems を呼ばれて七年なり八年なり辛苦を嘗めて正規の訓練を受けた者と區別され、從來の親方からは其の當然の權利法律上の權利を

- 侵害し、又は之を妨害するものを見られてゐた。而してこの新事の増加するに従ひ斯業の利得が低下して来たことは疑ひなく一八三二年には Jicks は約一千名を算じてゐた。(Mayhew: op. cit. pp. 376. 357.)
- (8) Hammond: op. cit. p. 186.
- (9) Mayhew: op. cit. p. 355.
- (10) 議會に於て或る親方は六十一の煙突中、ミウヤら器械によつて掃除出来るのは十九に過ぎないを證言したが、ジョン・スライムの指揮の下に行はれた實驗により、六十は器械で掃除され、残る一の煙突は極く僅か改造變形すれば器械が使用されるべきが判明された。(Hammond: op. cit. p. 186.)
- (11) Smart: op. cit. p. 649, Hammond: op. cit. p. 188. 曩に一七八八年の法令通過に努力したズウィッドポーターは此の法案反對者の一人となつた。彼は此の時には職をかねて建築師となつてゐたのである。(Hammond: op. cit. pp. 188-9.)
- (12) Hammond: op. cit. p. 189, Smart: op. cit. p. 713 n.
- (13) Hammond: op. cit. pp. 190. 191, Smart: op. cit. pp. 713-5.

七

此の期を境として吾人は暫く、當時の社會状態と立法的輿論との推移を窺ふ必要がある。蓋し斯くすることによつて保護立法の經過は一層明白に了解され得るが故である。

ダイシーに従へば一八〇〇年より三〇年はトリー主義換言すれば立法上沈滞せる時代、一八二五年より七〇年迄はベンサム主義換言すれば個人主義の時代、一八六五年より一九〇〇年にかけては集産主義の時代である。而して各期間に於ける英國の法律の發展を支配する輿論は各異なるのであ

る。今、茲に吾人が看んとする所は、トリー主義とベンサム主義の時代との推移に外ならない。更にダイシーに據れば、十八世紀末の三十年間は、保守的なオールド・ホイッグ黨の一員たりしブラックストーンの時代であり、此の三十年間を通じて英國民一般に流れたものは、現狀に満足し英國の偉大さを誇る感情であつた。即ちサー・ブラックストーンが其の著 Commentaries の全卷を擧げて英國憲法を讚美し、ウィリアム・バーレイが Moral Philosophy に於て現行制度殊に選舉制度を擁護し、更に又オリヴァ・ゴルドスミスが Citizen of the World に於て時代を謳歌した等は皆、個々の感情の發現ではなく時代思潮の反映に外ならない。そは寔に Blackstonian Optimism の時代であつたのである。蓋しかかる所以は、十八世紀の思想家爲政治家にとつて問題であつた宗教上の紛争を落着せしめんとする努力を Toleration Act によつて實現し、又之によつて英國人をして、他の歐洲諸國殊に革命前の佛蘭西の専制政治の下に於ては未だ見ざる言論の自由を獲得せしむる基礎を形成した許りでなく、更に英蘭は蘇蘭を合併し以て國民的發展を遂ぐることを得たのに依る。加之ならず保守的な法律家は、此の自由は Common Law の維持によるものであると信じ、爲めに法律の固定を力説したのであつた。

是等によつて英國人が現狀維持と自己満足とに陥つたことはこれを知るに難くない。更に此の國民的感情を深からしめたものは、デモクラシーの觀念を擴め人權の觀念を擴めた佛蘭西革命の影響であつた。即ち該革命の過激な爲めに英國に生じた恐怖は反動的保守主義と化し、茲に是を代表するエルドンの反動的トリー主義と、ブラックストーンの樂觀的保守主義とは共存するに至つた。

其の結果、十九世紀に入りて二三十年は立法上沈滞の時代であるが、而も其の間に於て通過した法律は反動的のものであり、其等はいかの煽動的なジャコビン主義や改革に對する抑壓を目的としたものである。

然らば斯く現状維持の唱道せられてゐた當時の社會制度は、眞に讚美すべく謳歌すべきものであつたらうか。之を法律の方面に見ると一八二七年發條銃使用禁止令の發布せらるる迄、地主は發條銃又は人葬を使用することを許され狩獵用の鳥獸保護の爲めに屢々、何等罪なき侵入者を殺した。重罪犯(例へば殺人)の嫌疑を受けた者は辯護を許されないので無垢の民も有罪とされ、亦訴訟當事者は互に證據を提出することを許されなかつた。而して是等の不合理は十九世紀中葉に至るまで其の實質を變更されなかつたのである。次に十八世紀後半から十九世紀にかけては社會状態に多大の變動があつた。即ち産業革命によつて英國は農業國より工業國に移つたのである。道路橋梁運河の開通、鑛山業の發達、蒸氣の使用、機械の發明、舊制度の破壊による生産力の増加等に刺戟されて工業階級は膨張した。一七五〇年英蘭及びウェールズを合して六百四十萬であつた人口は、一八三一年には一千三百八十九萬となり、其の集中の中心地は北部に移つた。其處には大工業都市マンチェスター、バーミンガム、リトツ等が新興し、製造業者の勢力は地主や商人のそれに代らんとしつゝあつた。然るに是等の新興都市は當時未だ國會議員の選舉區たることを得なかつたのである。其の選舉制度を見るならば、不合理の極といふも過言ではなく、愛蘭合併以前に於ける下院議員五百四十八名中、二百名は僅か七千の有権者より選出され更に買収や勢力家の指名等行はれて、此の

七千名中の多數派は一千萬に餘る民意に反しても事を定むることが出來た。ジャッドソンの言を以てすれば、當時の英國國會は決して國民を代表するものではなく、議會の分野といひ選舉の方法と云ひ全く少數の富有階級の手中に存し議員は當時の支配階級を構成する富裕な寡頭大地主の代表に過ぎないのであるから、此の貴族的政府が階級的特權を擁し多數國民の苦痛及び希望に對して些の同情をも有さなかつたことは當然である。更に當時の都市行政に就て見るならば、英蘭の自治團體は其の住民を代表するものではなく腐敗の極に達し、盜賊暴行等に對する保護手段は施されず、首府ロンドンに於ては下水道無く舗道無く街燈無く交通機關亦缺如して、一八二九年に至つて始めて警察制度を備ふるの有様であつた。之を換言すれば中央に於けると地方に於けるとを問はず、社會の必要に應ずる教育衛生治安風俗等の維持取締は何等企てられなかつたのである。

以上を以て見るも、十八世紀の英國が、自由を以て誇るも最も自由に價せざる状態にあつたことは分るであらう。而もこの不合理は、變動せる社會状態に對して依然として舊套を脱せざる制度を適用せんとした爲めに、更に擴大されたのである。變化せる社會に何等變化せざる法律を適用せんとして矛盾を生じ、一變してそは障害物と化し、爰に於て社會組織の改造の起るべきことはマルクスを俟つまでもない。

議會あるも何等吾人に關心する處なく、諸法律亦吾人の爲めのものでないと知るに至つた新興階級は、爰に現状打破を叫び、一方アダム・スミス及び彼以後の經濟學者によつて爲された國家の干渉を非とする消極的主張に力を得て、素自己の實力によつて巨萬の富を獲得した彼等は自由放任を

求むるに至つた。爰に注意すべきことは、かの佛蘭西革命によつて惹起された恐怖の感銘が時の経過と共に次第に英國人の胸裡より薄らぎ、一八〇一年以來打ち續くトリー黨内閣の狹量を認めるやうになつたことである。斯くて一部の人士は、革命か改革か孰れかを選ぶに至るべきことを痛感し、其の旗幟となるべき理想と方法とを探索してゐた。而してかかる英國民の努力と希望の中に哺まれて成長し遂にオールド・トリー主義に最後の一撃を加へたものは、即ちジュレミー・ベンサム並びに其の流れを汲む者であつた。寔に彼等は時代の要求に適合せるものであつた。

ベンサムに在つては、立法の目的は功利の原則換言すれば最大多数の最大幸福増進である。且人は通常自己の幸福に對する最上の審判官であるから、立法は須く個人の行動の自由を抑止する如き凡ゆる制限の除去を目的としなければならぬのである。然るに十八世紀末に存せる英國の法律は各時代の慣習又は思潮の結果制定されたものによつて構成され、其等は何等一の指導的原理に従たものではない。其の大半は判決例の集成であり、上述の如く個人の活動を拘束するものが多かつた。ベンサムの眼に、是等が社會の安寧秩序の維持には何等要なきものであるのみならず却つて害をなすものであると映じたことは言ふ迄もなく、彼は Philosophic Radicals と共に之が改正に努力したのであつた。

社會の各方面に於ける弊害の増加が注目されて來た十九世紀初頭に當つて、大なる影響を伴つた運動が二あつた。一は佛蘭西革命に由る自由の觀念 (liberal ideas) より導き出された人間愛の精神の發達であつて、此の人道主義を唱ふる者は、弊害を矯正する手段としては改革の一途あるのみと

した。第二は福音主義 (Evangelicalism) であつて、之を信奉する者は個々に自己奉仕を行ひ以て上流階級の行動に大なる影響を與へたのである。是等の肉體的並びに精神的苦痛に對する同情、及びその絶滅を意圖する人道主義の發展は、産業上の諸問題に對する人々の態度を轉向せしめた。例へば工場に於ける兒童勞働の状態に對する人々の注目は、爰に一八〇二年の「徒弟の健康及び道德に關する法令 (42. Geo. III. c. 73)」を産んだのである。

而してベンサム主義は是等の發展と等しく、其の社會的信條としては凡ゆる人間愛の鼓吹であつた。人間を必然的ならざる苦痛より保護せんとすることはベンサム主義の根本原則と一致する。即ち此の意味に於て、個人主義の時代は人道主義の時代と云へよう。故に多数の功利主義者が人道主義的運動を行つて、兒童保護法の制定を努力したのは當然である。吾人が以下に云ふ煙突掃除兒童使用禁止法の如きは、まさに之に屬するものである。

十九世紀が最初の三分の一を経過した時、それまで國家及び教會に於て最高の地位を占め、改革と革命とを同一視し、立法上には情勢を以て終始したトリー主義は終りを告げ、曩の Blackstonian Optimism は唯一場の夢と化し、國民の多数は個人主義——反動的立法は英國民の傳統的自由を脅すものと做して諸般の法律改正を目指し、個人の自由に障害となる各種の歴史的遺物を廢止せんとする——の下に導かるるに至つたのである。

一八三〇年朝野に議會改革の論議せらるる他の一面に於ては、國を擧げて西印度奴隸制度の苛酷を憤激してゐた。此の時に當りリチャード・オーストラリーの *Slavery in Yorkshire* の刊行によつて、

國內のヨークシ、製造業者の貪婪の爲め、何等抗爭力無き英國兒童が肉體的精神的苦痛束縛を受けてゐることを知るに至つたとは如何なる皮肉であらうか。禍は遠き西印度諸島にのみ存するのではなく、却つてそれに倍するものが目睫の地點に存してゐたのである。此の公憤の的となつたものは實に苛酷な刑罰の下に、九歳乃至十歳の兒童達が朝の二時三時又は四時にむさ苦しい寢床から引張り出されて、かつかつの生活を得る爲め夜の十時十一時甚しきは十二時迄も勞働せしめられ、之が爲めに彼等の手足は磨り切れ體格は萎縮し顔色は白んで来て、彼等の人間性を見るも恐ろしい石のやうな無感覺状態に硬結してゆくことであつた。そは寔に社會的にも肉體的にも道德的にも亦精神的にも純然たる奴隸の制度であつたのである⁽⁶⁾。

之と類似する現象を吾人は煙突掃除業に見出す。遠隔の地に存するとは云へ、工場に於ける兒童勞働の弊害は集團的のものであるから可成り人の目につきやすい。然るに煙突掃除業に於けるものは立法者爲政治家改革論者に最も接近して存し、實に彼等が日常起居する邸宅の煙突内を匍ひ廻つてゐるのである⁽⁷⁾。其の悲惨なることは工場に於けるものに比して優るとも劣りはしなかつた⁽⁸⁾。而も保護の加へらるることは前者に比して遙かに遅れたのであつた。此の點に亦吾人は關心を有するものである。

立法的輿論は或る一定時期に普及した理想及び信條の一部分である。從て其の變化は、或る時代の英國又は歐洲の思想界に於ける一般的傾向の結果である⁽⁹⁾。斯くて吾人は輿論の發達により煙突掃除兒童保護、更に進んで禁止の立法の爲さるべきことは當然であることを知る。乍併實際に於て

其の輿論は如何なる點まで具體化されたであらうか。以下に於て述べんとする處である。

- (1) A. V. Dicey: Lectures on the Relation between Law and Public Opinion in England during the Nineteenth Century, 2nd Ed. 1920, pp. 62-9.
- (2) Ibid: pp. 70-76, 62.
- (3) Ibid: pp. 77-83, Cole: op. cit. p. 43, Hobson: op. cit. p. 98.
- (4) A. Barton: A World History for the Workers, 1926, p. 66.
- (5) Dicey: op. cit. pp. 83, 63, Cf. Cole: op. cit. pp. 31, 41.
- (6) Dicey: op. cit. pp. 87-91.
- (7) Meredith: op. cit. pp. 231-3, Hobson: op. cit. p. 14, Hammond: op. cit. pp. 4-16, Cf. Mantoux: op. cit. pp. 349-73.
- (8) H. P. Judson: Europe in the 19th Century, 1898, pp. 206, 205, 201, Dicey: op. cit. p. 115.
- (9) W. D. H. Lecky: A History of England in the 18th Century, vol. I 1878, pp. 567-8, G. L. Gomme: London in the Reign of Victoria, 1898, pp. 30-5, Dicey: op. cit. pp. 118-9, 121-2.
- (10) Trevelyan: op. cit. p. 13.
- (11) Ibid: p. 426, Dicey: op. cit. pp. 123-5.
- (12) Dicey: op. cit. pp. 134-47, 115.
- (13) Hammond: op. cit. p. 225, George: op. cit. p. 11.
- (14) Hutchins & Harrison: op. cit. pp. 2, 16, Dicey: op. cit. pp. 106-10, Meredith: op. cit. p. 268, Cf. Mantoux: op. cit. pp. 480-4.

- (15) W. Cunningham & E. A. McArthur: *Outlines of English Industrial History*. 1920. p. 210, Dacey: *op. cit.* p. 108. 220. 188.
- (16) 高島譯第一卷二九三頁 Dacey: *op. cit.* p. 220, Cf. Dunlop & Denman: *op. cit.* pp. 276-7.
- (17) Hammond: *op. cit.* p. 177.
- (18) Cunningham & McArthur: *op. cit.* p. 215.
- (19) Dacey: *op. cit.* p. 399.

八

弊害の救済策は單に現存せる弊害から救済するのみでは不十分である。即ち將來再度起らないやうな豫防策及び若し將來別個の弊害が生じた際に之に對應することが出来るものであることを必要とする。乍併煙突掃除兒童救済に就てこのことは果して云ひ得るであらうか。

既述の如く下院は上院と異り、煙突掃除兒童使用を許容する限り慘事は續いて惹起されるのであるから、之に對しては立法によつて弊害を防止しなければならぬとの確信を表明した。而もそれは實現されなかつたのであつた。乍併漸く一八二九年に至つて次の立法を得るに至つた。即ち一、如何なる方法によるも煙突内に兒童を使用することを禁ず。二、之を犯すときは罰金又は體刑に處す。三、此の規定の實施準備の爲め本法は三年後より施行すと規定するものである。斯くて一八三二年を以て煙突掃除の作業方法に一大變革は行はれた。ラムの云ふ “These almost clergy imps, who sport their cloth without assumption; and from their little pulpits (the tops of chimneys), in

the nipping air of a December morning, preach a lesson of patience to mankind.” を見ることは法律によつて禁止されたのである。而も實際之が行はれたか否かに就ては、メイヒューの云ふ如く甚だ疑問に屬すると云はねばならぬ。

是よりさう一七二一年「ゼ・スペクテーター」紙第二百五十一號に、ラルフ・クロッチェットの署名で載せられた “A Proposal for the Control of Street Cries” の一文が示す如く、煙突掃除夫殊に兒童は煤の袋や商賣道具を背負ひ、街頭を叫び歩いて親方の名を廣告し又は仕事を求めることが尠くなかつた。同九四年ブレークが其の作「ロンドン」の一節に

How the chimney-sweeper's cry

Every blackening church appalls,

And the hapless soldier's sigh

Runs in blood down palace-walls.

と歌つてゐるのは之を指すものであるが、而も此事は業務繁榮の親方にとつては、單に不要である許りでなく彼等は却つて不賛成を標榜してゐたのである。而して此の後者の素志は一八三四年に至つて法律上貫徹されるに至つた。即ち同年の法令 (4 & 5. Wm. IV. c. 35.) は次の如く規定する。

一、十歳以下の兒童を徒弟とすることを禁ず。而して作業に従事する兒童は十四歳未満なることを得ず。二、徒弟契約を結ぶには二ヶ月間の目見得奉公と地方長官の試問とを経たる後之を爲すことを要す。而も此の場合兒童の意思に反して徒弟契約を締結することを得ず。三、煙突掃除業を營

む親方職人徒弟等が街上其の他凡ゆる場所に於て、仕事を得んが爲めに呼び歩くことを禁ず。洵にマルクスが云へるが如く、一八〇三年から三三年に至る間五種の勞働條例が議會を通過したが、而も議會は其の勵行や必要なる吏員等の爲めに鑑一文も可決しなかつたほど狡猾であつた。斯くて此等の條例は死文に止まつてゐたのである。一八三三年の條例以前に在つては、終夜たと終日たと又は一晝夜の全部たるを問はず、意の儘に兒童や少年や少女を勞働させたといふ實狀であつた。即ち一八三三年の工場法以來始めて近世工場工業に對し標準勞働が規定されることになつたのである。之と同じく使用禁止令の死文に止つたことは煙突掃除業にも云ひ得る如くである。法律改正を實現し得るものは立法府のみとするならば、地主商人の利害感情の代表たる舊來の議會が根本的改正を協賛するが如きことは殆ど行はれ得ぬ處であらう。眞の改革は、改革せられたる新議會(一八三二年以後)に於てこそ始めて期待し得るのであつた。

一八四〇年次の如き法令(3 & 4 Vict. c. 85)が通過した。一、二十一歳未満の者は煙突に登ることを得ず。二、十六歳以下の兒童は煙突掃除業の徒弟となることを得ず。三、曩の街頭を呼び歩くことを禁ずる條項は之を撤廢す。四、本法は四二年より實施す。爰に於てか一部の掃除業者は法律によつて此の第三項を禁止すべき旨を運動し、同時に其の得意先と契約を結んで第三者の飛入りを防ぐに努めたのであつた。更に此の法令により、多くの親方は一週約一磅を稼ぐ自己の子供をも使用出来なくなつたので大いに失望したとは云へ、事實に於てはメイヒューが其の著 *London Labour and the London Poor.* を出した一八五一年に、尙ロンドンの郊外では依然として煙突掃除

兒童が使用されてゐたのである。

一八六四年に至り此の法令は、「煙突掃除業者は十歳以下の兒童を使用することを得ず。但自己の家屋に於ては此の限りに非ず。」(27 & 28 Vict. c. 37)と修正された。此とても實施の容易でないことは贅言を要さない處である。親方の無知厚顔と傳統に對する執着とによるの外、「購ひ得る勞働の價格」と「器械を設え之を運轉する場合負擔すべき危険」とを比較して、前者の低廉なる時は法律の規定を無視してまでも廉きにつくことは時代の通弊である。一八六六年「立法の存するにも拘らず大英國では今尙少くとも二千の少年が、生きた煙突掃除器械として(彼等に代るべき器械が存在してゐるのに)兩親の手から販賣されてゐる」との小兒雇傭委員第五報告は、之を實證するものに外ならない。更に煙突掃除夫は、警官裁判官等に對する態度によつて解るが如く、一般に凡ての權力者に對しては深き憎惡の念を抱いてゐた。即ち彼等の態度は、秩序のない個人又は階級のそれと同じく、常に法規及び其の支持者を輕蔑してゐたのである。彼等は憲章黨運動(Chartist Movement)に於ては其の一成員であつたが、而もそれは社會の新秩序を建設する目的を了解したが爲めに参加したのではない。却つて一制度より他の制度への過渡期に於て生ずる多くの擾亂や變化から、何等か彼等にとつて利益となるものを獲得することが出来るであらうと云ふ漠乎たる觀念に基いて賛成したのであつた。同様に、ウィリアム・ペンボウの非妥協的階級闘争の觀念に基く思想及びバート・オーエンの熱心な宣傳に動かされて一八三四年初頭設立された *The Grand National Consolidated Trades Union of Great Britain and Ireland* に煙突掃除業者が加入したことも、決して確

平たる考慮の結果ではなかつたのである。是等の態度を知るときは、法令は如何に制定されようとも、煙突掃除児童廢止の容易に行はれなかつた所以の一面は解明せられるであらう。

乍併六四年の法令の施行は漸次其の適用が嚴重となつた。其の結果マルクスの云へるが如く、「労働日並びに児童労働の上に制限が加へられたとき、其の生産形態の地盤は陥没して下つたのである。蓋し「廉價なる労働力の制限なき搾取といふことが、此等の産業形態の競争能力の唯一の基礎となつてゐるからである」。

爰に吾人は亦、立法の指導的原理の推移を見るのである。曩にベンサム主義の優越は英國の經濟政策をして自由放任主義によらしむることとした。然るに此の間に於て、傭主と労働者との契約に干渉を加へる工場法運動の成功は、這個ベンサム主義に對する一の斧鉞ではなかつたらうか⁽¹³⁾。這般の裏面の消息に就てマルクスは次の如く説明してゐる。曰く、「工場主階級の代辯者や政治的指導者達は穀物條例廢止の運動を起してゐたので、其の勝利の爲め労働者の援助を必要とした。其處で彼等は自由貿易の千年泰平國が實現された曉には、パンの大きさが二倍となる許りでなく更に十時間労働案が採用されることになる」と約束した。それだけに彼等は一八三三年の條例の現實化といふ事のみを目的とした方策には反對し得ざる立場にあつたのである。トリー派は其の最も神聖なる利益——地代——を脅かされたので遂には慈善的の憤懣を以て、彼等の敵の兇惡なる行動を攻撃し始めたのである。」更に云ふ、「二人の賊が争ふときには必ず漁夫の利が占められるとは、英國の古い諺である。かくして實際のところ、労働者を最も破廉恥的に搾取するものは、彼此いづれなりやとの

問題について支配階級の此等兩派が喧しく激論してゐる間に、彼等の言ひ分が雙方から眞理の産婆になつたと云ふ結果を來したのである⁽¹⁴⁾。而も一度贏ち得た眞實は又容易に奪ひ取らるべきではない。さればダイシーの云へるが如く、工場法の運動は實に個人主義に對する集産主義の争ひであり、茲に於てベンサム派自由主義は最初の打撃を受けたのであつた⁽¹⁵⁾。此の運動の結果、立法に社會主義的傾向が加味されるに至り漸次集産主義は聲望を得るに至つたのである。此の運動の成果たる十時間労働法の制定（一八四七年通過翌年より實施）は、労働の制限は國家の關係する處となつたことを示し、政府の監督並びに統制の基礎を築いたのである。工場法の成功は、實に労働界に於けるのみならず、人生の諸方面に向つて正確には社會主義と云ひ難いとしても、尙社會主義又は集産主義に傾く信念に權威を與へたのである⁽¹⁶⁾。

斯の如く立法の根底を流るる主潮の變遷が亦六四年の法令の施行の嚴格を生んだことは當然と云ひ得よう。勿論、行政の至難なることは吾人の想像し得る處である。乍併、立法の指導的原理の推移が行はれたる以上、新たなる行政執行の困難の程度も亦薄らぐ。斯くて煙突掃除児童廢止の立法者の意圖は、漸次實現されるに至つたのである。

之と同時に他方に於ては、瓦斯石油ストーヴの使用増加と共に煙突の構造は漸く變化を加へらるるに至つた。斯くて掃除器は一般に普及し始めたのである。掃除器は其後改善され、ジャック・チェーン、滑車等の代りに長さ約四呎の柔軟なる籐製の空桿を煙突の長さに應じて継ぎ合はせ、掃除夫は之を煙突の下部から押し上げて其の先端に附けた鯨骨のブラシを上下させるものとなり、價格は

一具三十志乃至五磅であつた。先端のブラシは屈曲自在なる爲め、煙突掃除兒童を使用する時よりも多量の煤を得ることが出来た。

器械の使用するに從て、正規の訓練を経ない掃除夫が其の數を増加したことは否めない。事實器械を使用して斯業を営むには何等の準備的訓練も要せず、資本も亦少額にて足りるのであるから、或る産業が不振に陥つて労働者が淘汰された場合、彼等は容易に煙突掃除夫となつて糊口の資を得ることが出来たのである。而も彼等の流入を阻止する組合組織はなかつた。唯親方相互間には、Master Chimney Sweeps' United Protection Society なるものがあつたが、ブリスに從へばロンドンに於て約三百の會員を擁してゐたと云ふに過ぎない。即ち凡て多數の労働者が、自ら労働過程を支配し原料及び労働の生産物を所有する獨立生産者たる能はざるに至り、生涯生産要具も、完成せられたる状態に於ける貨物をも所有せざる貸銀獲得者の地位に陥つた場合に、労働組合が発生するといふウエップの言はるゝ、煙突掃除業に適用出来ないのである。洵に冷淡と無知とは、彼等に眞の組合の缺欠を齎し、爰に正規の訓練を経ざる者の跳梁するに委せたのであつた。而して資本の少額を以て足ること及び獨立の容易なることは、斯業を小規模組織のものたらしめた原因である。よしや業務の擴張を試みてそれが失敗に終つても、其の損失に對する保證の存することは小規模組織の主要條件である。同時に此の小規模たることも亦、傭主が其の労働者に對して、大組織のものに比して、より苛酷な條件を不規則的に課し易い一原因なのである。即ち此の場合には傭主自身も亦就業するが、其の熱心さは被傭者よりも遙かに大であり從て其の働き高も大きい。而も傭主は自己

の努力を標準として、被傭者の労働の程度を量らんとしがちである。彼にとつて被傭者は、彼の利得を左右する一の生産要具に外ならない。このことが亦煙突掃除兒童虐待の一因である。

更に六四年の禁止令は同七五年「斯業を営む者にして職人助手又は徒弟を雇傭するものは證明書の下附を申請すべし」旨の法令によつて、嚴重に施行せらるるに至つた。斯くして遂に、煙突掃除業に於ける兒童労働問題は其の最後の段階に到達したのである。

- (1) Mayhew: op. cit. p. 355.
- (2) London in Literature, arranged by A. H. Headley, 1925, pp. 147-52. (The Spectator, No. 251.)
- (3) Hammond: op. cit. pp. 180, 192. n., Booth: op. cit. vol. VIII, pp. 282, 287.
- (4) 高島譯第一卷三四三—三四頁。
- (5) C. R. Fay: Life and Labour in the Nineteenth Century, 1920, p. 267, Hammond: op. cit. p. 192. n., Booth: op. cit. vol. VIII, p. 282, Mayhew: op. cit. p. 357.
- (6) Booth: op. cit. vol. VIII, p. 287.
- (7) Mayhew: op. cit. p. 357.
- (8) Hammond: op. cit. p. 192. n.
- (9) 高島譯第一卷五十一頁。
- (10) Mayhew: op. cit. pp. 369-70.
- (11) S. & B. Webb: The History of Trade Unionism, Rev. Ed. 1920, pp. 134-6, C. M. Lloyd: Trade Unionism, 2nd Ed. 1921, pp. 15-6.
- (12) 高島譯第一卷六三—六四頁。

- (13) 産業の個人的自由に對して制限の加へらるることは、自由放任主義の誤謬を明確に承認するものである。(Hobson: op. cit. p. 407.)
- (14) 高島譯第一卷三四八頁、九〇二頁。
- (15) メレトリスは次の如く云ふ、「實際青年男子労働者にも影響を及ぼすことが解つてゐるにも拘らず、工場立法を名目上女子及び兒童に對してのみ行ひ、以て個人主義的理論の體面を保つたといふことは奇をす入きことである」(Meredith: op. cit. p. 237. n.)
- (16) Dicey: op. cit. pp. 238-40.
- (17) Mayhew: op. cit. pp. 355-6, 376-7.
- (18) Booth: op. cit. vol. VIII. p. 288.
- (19) Webb: op. cit. pp. 25-6.
- (20) 労働者が彼の生産機關を私有することは、小經營の基礎である。(高島譯第一卷一〇二二頁。)
- (21) Booth: op. cit. vol. IX. p. 206.
- (22) 此の點に關しては異論もあるが、其等に就ては省略する。
- (23) Booth: op. cit. vol. IV. 1893. p. 342.
- (24) Booth: op. cit. vol. VIII. pp. 287, 283.

九

兒童勞働の弊害は、事新しく茲に述べるまでもない衆知の事實である。兒童雇傭に際しての誤謬は社會の幸福安寧に關する遠見の見解に據らずして、一個人又は一家の利害のみを見る近視眼の見解に據る爲めに生ずる。子弟を幼い時から賃銀稼ぎに出すことは、労働者の家庭にとつて直ちに收

入を増加する基である。とは云へそは局部的觀察であつて、國民經濟上には多大の負擔を生ぜしむる基である。蓋し兒童勞働は、其のかよわい身體に過度の緊張を課す許りでなく、實に一生涯發育不完、病弱とし、其の能率を阻害して生活上の幸福を犠牲に供せしめるからである。此の近視眼的利益尊重の爲めに生ずる國民保健上の惡結果は、三十年や五十年では消滅せしむることを得ないのである。更に此の兒童労働者が長じて後に逢着する失業問題も、亦國民に損失を與ふるものである。素兒童労働者使用の誘因は、成年労働者を容易に得られないと云ふことの外、其の労働の廉價にして柔順なる點である。故に兒童が成長して従前の雇傭條件で満足出来なくなつた時は、容赦なく解雇される。而も彼等の無知粗暴並びに肉體上及び精神上の墮落を以てしては、失業の群に身を投ずるより他に途はない。即ち一傭主、一産業の利害と國民全體の利害とは一致しないのである。此の間の矛盾を避け、又墮落した人口の形成を來す兒童労働の弊害を防止する手段として、制限的、保護的、或ひは禁止的立法が用ゐられたのであつた。其の動機は之を措き、目的から云ふならば、Chimney Sweepers' Acts は、兒童のかよわき體力を營利の爲めに利用すべからざることを規定し、是によつて彼等の心身の自然的發達を妨ぐることを無からしめたのであつた。而も其の制限、保護、禁止が遅々として容易に行はれなかつた所以に就いては、吾人の最後に考察せんとする處である。

ゾムバートの云へるが如く、中世初期の富は殆ど全く土地所有より成つてゐたが、此の事實は十三四世紀頃から變つて來た。即ち封建的結合の中に於ては生成しない大財産——大なる貨幣財産が歐洲諸國に増加し始めたのである。此の市民的富が英國に於て大規模のものとなつたのは名譽革命

の後である。斯くて一六〇〇年より一八〇〇年に至る二世紀間に、新しき富を核子とし封建的生活様式を外殼とする新しい社會階級が、舊貴族と新貨幣財産とによつて出来上つた。換言すれば、成金(Nouveaux riches)の大部分が貴族の地位に引上げられたのである。而して是等の一社會階級が、彼等の驅使の下にある勞働者階級の狀態に對して何等の同情なく、苛酷冷淡を以て之を觀たこと、更に其の運命に就ては謂ゆる市民的經濟學を巧妙に援用して宿命論的見解さへも保持するに至つたことは、既に承認せられた處である。此の點より見れば、煙突掃除兒童に對する上述の立法も、斯業の性質から云へば潤澤であると云はねばならないであらう。又其の保護の閉却されたことも怪しむに足らないと云ひ得よう。更に煙突掃除業に對して大なる利害關係を有するものが無かつたことや、外國から競争を受ける恐れが全然無かつたことは亦、煙突掃除兒童保護が閉却せられた一因と爲し得よう。

而も前述の如く煙突掃除兒童に依らなければ掃除の出来ない煙突は、殆どすべて富者の邸宅に在り、彼等富者にとつては、其れを改造變形した處で決して多大の負擔となるものでなかつた。故にハモンドに従へば、煙突掃除兒童廢止を實行するに當つての難關は、大邸宅の精巧を極めた煙突に對する趣味の問題であつた。即ち一八一八年上院委員會の證人となつた一建築師が、「煙突掃除兒童使用を必要とする水平な煙道は、其の邸宅の主人が奢侈と快樂とを欲する爲めに存在するのである」と言明せる如き、又、調整戸(Register Door)を取付くべしとの提案も、美しく飾られた部屋を無恰好にすると云ふ單なる理由で屢々反對せられたといふ如きは是である。

爰に於て吾人は當時の富有階級に關聯する奢侈に就て瞥見しよう。即ちゾムバートの云ふ「利己的動機から出た個人生活を無益な物を以て飾る爲めに用ひられる奢侈」に就てである。蓋し是によつて、煙突掃除兒童の保護及び廢止の容易に行はれなかつた所以を一層明かにすることが出来るからである。

「凡ゆる奢侈の源泉は感覺的快樂と名譽心とである」とするゾムバートは次の如く云ふ。民衆の中から出て迅速に富を獲得した人々が、其の富を主として奢侈的目的に費すといふことは、吾人の文化範圍に於て常に繰返へざる現象である。而もかかる現象の根底に横はつてゐる諸關係を確定するといふことは困難ではない。一方に於て自然的原始的人間にとつては、物質的快樂特に豊富なる享樂財より受ける快樂以外に生活の樂しみを得ることが不可能であること、他方に於ては高貴なるが爲めに卓越してゐる社會の仲間に入り、以て尊敬せらるる地位を得たいと云ふ燃ゆるが如き願望を有すること、是等の關係が富を得た人々(Kränner oder Lakaien)をして奢侈發達に向はしめるのである。近代社會の發達にとつて重大にして且一般的な意義を有すると思はれることは、富裕なる成上り者——金錢のみを有し其の大資力を以て豪華な生活を營むより外には、彼を識別せしむる何等の特質をも有さない者——が其の物質的拜金主義的世界觀を舊貴族にも傳染せしめて、是を豪華の渦中に巻き込んだ事實である。而して此の奢侈は一般的傾向としては家庭化されて發達し、茲に住居奢侈を生んだのである。

住居奢侈の發達は大都市の發達と密接な關係がある。住宅及び調度の奢侈がルネッサンス以後、

殊に十七世紀以後益盛になつたのは、實に這個關係によるのである。即ち一方に於ては多數の人が密集して住む必然的結果として生活の舞臺が制限せられたこと、他方に於ては諸侯が都市に邸宅を持つた爲めに必然的に人的色彩を帯ぶる奢侈が制限せられたことに依る。富者の生活が都市に於て蒙つた此の内外の制限は、物質化され精練化せられたる奢侈を更に強烈にした。巨大な城の代りに小さくはあるが益、高價なもので充實された都市の住宅が作られて、住居奢侈の程度は大いに高まつたのである。是に複雑な構造の煙突が含まれることは云ふ迄もない。而してこの云はば都市的住宅様式は次いで田舎へ移つて行つた。都市的華美を装つた別荘が起つた。かくて奢侈は最も遠隔の僻地にも侵入したのである。此の住居奢侈が更に未曾有の發達を遂げたのは十八世紀以後であるとするゾムバートは英國の住居奢侈に就て次の言葉を引用してゐる。曰く、「英人が其の部屋を飾る華美は、歐洲の何處を探しても之に並ぶものがなし」と⁶⁰。

斯くて當時の富有階級が、其の住居奢侈の一部たる複雑な構造の煙突を容易に改造しなかつた所以は自ら明瞭であらう。それは都市にあると田舎にあるとを問はないのである。洵にハモンドの云へるが如く、煙突掃除兒童保護及び廢止の論争の目的となつた利害とは、實に少數の富有階級の虚飾と奢侈とであつた⁶¹。ブレークの云ふ

A little black thing among the snow,

Crying "weep! weep!" in notes of woe!

此の煙突掃除兒童の悲痛な聲も、富有階級の奢侈的願望の前には何等省らるることが無かつたので

ある。否、却つて彼等の其の叫びを

Because I was happy upon the heath,

And smiled among the winter's snow,

They clothed me in the clothes of death,

And taught me to sing the notes of woe.

And because I am happy and dance and sing,

They think they have done me no injury.

としてゐたのどばなをかいたふいふか。

(1) J. A. Hobson: *Work and Wealth*. 1926. pp. 80-1; Cf. Dunlop & Denman: op. cit. p. 16, Booth: op. cit. vol. IX. pp. 393-4.

(2) Mofft: op. cit. p. 259.

(3) Dunlop & Denman: op. cit. pp. 15-16, Booth: op. cit. vol. IX. p. 393; Meredith: op. cit. pp. 268, 295-6, Cf. Mantoux: op. cit. pp. 420-1.

(4) Sir Roland K. Wilson: *History of Modern English Law*. 1875. p. 262.

(5) W. Sombart. *Luxus und Kapitalismus*. 2 Aufl. 1922. Ss. 6-7, 10-11, Cf. Cole: op. cit. pp. 26-27.

(6) Hammond: op. cit. p. 177.

(7) Ibid: p. 192.

(8) Sombart: op. cit. Ss. 73, 96, 99, 111-5, 116-26.

(9) Ibid: Ss. 118-9, 124.

(10) Hammond: op. cit. p. 192.